

新製品・新技術研究開発助成事業審査基準

新製品・新技術研究開発助成事業の審査の基準に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 審査方法

- (1) 外部の専門家・学識経験者等で構成する審査会（以下「審査会」という）を開催し、各審査員が各審査項目についてそれぞれ審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査項目毎の評価点数の合計点数にて競う「総合評価方式」により行い「3 審査の手順」に従って評価を行う。

提出書類は以下のとおり

- ① 事業計画書
- ② 市税滞納有無調査承諾書
- ③ 経営状況表（別途様式有り）
- ④ 個人事業主の場合：住民票（3ヶ月以内）及び開業届の写し
法人の場合：登記事項証明書（3ヶ月以内）
団体の場合：代表者の住民票又は登記事項証明書

2 審査項目

審査項目	全体に占める割合
1 新規性・独自性	20 / 100
2 技術力	30 / 100
3 市場性	20 / 100
4 実現可能性	20 / 100
5 事業体制・経営体制	10 / 100

3 審査の手順

- (1) 事業計画書受付時に事務局にて提出書類1～4が完備しているかを確認する。
- (2) 審査は、書類審査（1次）とヒアリング審査（2次）を行う。
- (3) 各審査員は、「2 審査項目」に示した1から5までの各項目に対応した審査項目に対し、評価を行う。
- (4) 事務局は、(3)における各審査員の合計点数を算出する。
なお、審査員のうち3人以上が同一の審査項目に対して0の評価を与えた場合、その事業計画は審査から除外する。
- (5) 審査員の合計点数を総計し、平均点数を算出する。

○新製品・新技術枠用

審査項目	評価基準	満点
1 新規性 独自性	(1)新規性が認められるか	10 点
	(2)独自性が認められるか	10 点
2 技術力	(1)技術力の高さが認められるか	15 点
	(2)競合製品、類似製品等と比較して優位性が認められるか	15 点
3 市場性	(1)市場自体の成長性・将来性はあるか	10 点
	(2)市場のニーズが取り込まれているか、事業拡大できるか	10 点
4 実現可能性	(1)目標設定、事業スキームは適切か	10 点
	(2)事業に対する熱意・積極性があるか	10 点
5 事業体制 経営体制	(1)事業を実施する体制が構築されているか	5 点
	(2)経営状況や資金計画を鑑み、事業遂行能力が十分に認められるか	5 点

○小規模企業重点枠用

審査項目	評価基準	満点
1 新規性 独自性	(1)新規性が認められるか	10 点
	(2)独自性が認められるか	10 点
2 技術力	(1)技術力の高さが認められるか	15 点
	(2)競合製品、類似製品等と比較して優位性が認められるか	15 点
3 市場性	(1)市場自体の成長性・将来性はあるか	10 点
	(2)市場のニーズが取り込まれているか、事業拡大できるか	10 点
4 実現可能性	(1)目標設定、事業スキームは適切か	10 点
	(2)事業に対する熱意・積極性があるか	10 点
5 事業体制 経営体制	(1) 経営状況や資金計画を鑑み、事業遂行能力が十分に認められるか	5 点
	(2) 専門家等からの指導を基に、真摯に事業に取り組む姿勢があるか	5 点

○ 得点表

	15 点満点	10 点満点	5 点満点
特に優れている	15	10	5
優れている	12	8	4
普通	8	5	3
やや劣る	5	3	2
特に劣る	0	0	0

4 採択事業の選定及び予算配分

- (1) 審査の結果、平均点数が50点以上の事業計画書を提出した申請者（以下、「採択事業申請者」という。）を採択候補とする。
- (2) 採択事業申請者が多数ある場合は、その中から予算の範囲内で審査会の議決により選定する。